

平成 28 年度「地域発元気づくり支援金」事業 木曾地域選定方針

平成 28 年度「地域発元気づくり支援金」の木曾地域での事業選定にあたり、「地域発元気づくり支援金交付要綱」及び「地域発元気づくり支援金交付要領」で定められた事項のほか、必要な事項について、以下のとおり定めるものとする。

1 選定にあたり優先する事項

「長野県人口減少・確かな暮らし実現総合戦略」の趣旨を踏まえ、**人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化**、また、**御嶽山噴火災害等からの早期復興**を目指し、以下の事項について優先的に推進する。

※ 優先事項に該当しない場合でも、採択することを妨げるものではない。

(1) 複数の地域が共に力を出し合い、個々の取組みを『木曾』全体の統一的な取組みにつなげていくことにより活力の創出や産業復興を目指すもの。

【例 示】

- ・街道、JR 沿線や木曾川流域など広域的な景観の整備
- ・郡内を縦断する外国人ハイクの視点に立った統一感のある標識や看板の設置
- ・郡全域のインバウンド受入をワンストップで行う英語版宿泊予約システムの整備
- ・ハイクが郡内を周遊できるハイキングコースづくり（2 次アクセスの研究含）とモニターツアー実施

(2) 観光や交流事業に関わる様々な関係者が連携し、個々の資源、知識や技術を出し合い、来訪者の長時間滞在を促すための工夫を行うもの。

【例 示】

- ・モータースポーツやアウトドアスポーツなど郡内で開催されるコンベンションと宿泊施設や商店街・道の駅等が連動して地域を盛り上げるタイアップイベントの開催
- ・昼の野外活動と夜の天体観測等、昼夜イベントの連携による新たな交流事業の構築
- ・外国人観光客が楽しみながら立ち寄れる商店街（まち）歩きマップの作成
- ・旅館・商店・道の駅・農業者の連携による地域グルメの共同開発と提供

(3) 人・仕事・住居など具体的な定着支援の取組みと地域 PR を連動させ、U I J ターンや若者の地域定着を目指すもの。

【例 示】

- ・農業体験や地元企業見学と古民家宿泊をセットにした体験移住の実施
- ・移住希望者と住民との事前交流活動による受入体制づくり
- ・帰省した地元出身学生、林業大学校や技術専門校の学生と地元企業とのマッチング交流会の開催

(4) 地域住民、観光事業者や有識者など幅広い関係者の協働により、住民だけでなく地域に訪れる観光客等も視野に入れた防災・減災対策を目指すもの。

【例 示】

- ・携帯端末等から誰でもアクセス可能な広域緊急防災情報提供システムの整備
- ・外国人向けの防災・危険情報の標示、避難施設マップ等の作成及び配布
- ・観光施設と住民の連携による観光客への情報伝達、避難誘導訓練

2 県全域で重点的に推進するテーマ

「地域発元気づくり支援金交付要綱」及び「地域発元気づくり支援金交付要領」で定める県全域の重点的テーマは以下のとおりであり、別紙に示す「テーマの該当性」を踏まえ、それぞれのテーマに該当するか否かを判断する。

- (1) 県と市町村の協働事業
- (2) 自然エネルギーの普及・拡大
- (3) 障がい者、女性、若者の雇用促進、就業・定住支援
- (4) 地域防災力の向上
- (5) 子育て支援
- (6) 災害復興対策事業

3 選定方法

事業の選定にあたっては、要綱第6第4項、要領第2の3に定める選定基準に基づき、以下の点を考慮する。

- (1) **地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること。**
また、公益性の高い事業であること。
郡内各地に広く参加を呼び掛け、よきモデルとなる取組みについて特に評価する。
- (2) **事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること**
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
単に了承を得るだけでなく、関係者からの具体的な協力など円滑な推進体制の準備が整っていることが望ましい。
また、関係法令等による手続きが必要な事業については、計画時点から事業実施に支障がでないか事前確認が必要となるので注意すること。
- (3) **事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)**
やるべきことが明確であるか、適切な時期か、無理のないスケジュールや実施体制か、目的に対し最適な手法で取り組んでいるかを評価する。
- (4) **<町村の場合>**
地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること
町村・住民の双方が活動に積極的に協力するものであること
<公共的団体の場合>
事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
地域住民が一時的に参加するだけでなく、実施主体の中に入り、将来的に活動に加わっていく一助となるような取組みについては、特に評価する。
- (5) **事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織及び資金計画)**
補助対象となる期間だけでなく、来年度以降も自立的に継続あるいは地域全体に活動が広がっていく将来像が明確であるものを特に評価する。

(別紙)

【テーマの該当性】

区 分	判 断 の 目 安
総括事項	①ソフト・ハード複合の事業を含め、事業全体を単位として判断する。 ②複合的な事業の場合、重点テーマに該当する部分の事業費が概ね2分の1以上あること。
(1) 県と市町村との協働事業	①事業目的 ・県と市町村が協働する理由があること。 ②事業内容 ・事業主体が県と市町村で構成される任意団体であるものや県と市町村が共催するものであること。 ③事業効果 ・県と市町村が協働することによる効果が見込まれること。
(2) 自然エネルギーの普及・拡大	①事業目的 ・自然エネルギーの普及・拡大の取組により地域づくりを図るものであること。 ・自然エネルギーの普及・拡大が事業の目的、又は主要な目的であること。 ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業の対象となる事業ではないこと。 ②事業内容 ・自然エネルギーを1種類以上活用した取組であること。 ・事業の便益が特定の主体に止まることなく、広く地域に及ぶ内容であること。 ・売電（余剰売電を含む。）を予定する施設は対象としない。 ③事業効果 ・単なる施設の整備ではなく、地域との協働性や地域への広がりが見込まれること。
(3) 障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・定住支援	①事業目的 ・障がい者、女性及び若者を対象とした雇用促進、就業・起業、定住（移住・二地域居住）支援を目的としていること。 ②事業内容 ・障がい者、女性及び若者の雇用促進、就業や起業、定住（移住・二地域居住）を促進するための支援の方法等が具体的な事業であること。 ・雇用促進及び就業支援は、産業振興ではなく、働き手側への支援内容であること。 ③事業効果 ・雇用促進、就業・起業、定住（移住・二地域居住）支援に対する直接的な効果が期待されるものであること。
(4) 地域防災力の向上	①事業目的 ・災害による被害を最小限に抑え、住民の生命と財産を守るため、地域防災力の向上を目的としていること。 ②事業内容 ・災害に備え、必要な防災対策として行う事業であること。 ・地域住民等が地域の安全は自分たちで守るという「自助」、「共助」の意識を高めるなど防災意識の向上を図るための事業であること。 ・防災設備の整備について機械等の購入自体を目的とするのではなく、当該設備を活用した地域住民の防災意識の醸成・地域の体制づくり等の取組を行うなど、地域コミュニティの防災力向上に資する事業であること。 ③事業効果 ・行政とともに地域住民・団体など多様な主体による取組によって地域防災力の向上が期待できること。

<p>(5) 子育て支援</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等が主体となった自主的な取組により、安心して子育てができる環境づくりを推進するものであること。 <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県子育て支援戦略」（平成 26 年 12 月策定）に掲げる施策内容に添った事業であること。 ア 子育てと仕事の両立を支援するための事業 イ 子育てに関する不安や悩みをひとりで抱えこまないよう、子育てに係る孤立感を軽減するための事業 ウ いじめ、体罰等の人権侵害や、貧困、障がいなど、様々な困難を抱える子どもや家庭への支援に関する事業 エ 上記のほか、様々な視点から地域住民等が主体的・自主的に実施する子育て支援に関する事業 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で子どもの育ちを支える気運の醸成、仕組みの構築等の取組を通じて、地域への効果が期待できること。
<p>(6) 災害復興対策事業</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた地域の復興を図ることを目的としていること。 <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害とは、過去に県内で発生した自然災害とし、災害の種類や発生時期、被害の規模は問わない。 ・災害を受けた地域には、人的・建物・農林業等の直接的な被害のあった地域（被災地）のほか、当該被災地と同一の生活・観光圏等を形成する地域等で風評被害など災害による影響を受けた地域を含む。 ・対象となる災害及び具体的な被害の状況を明確にし、当該災害から地域の復興を図るための事業であること。 ・災害により壊れた設備・建物などを元の状態に戻すための復旧事業は対象としないこと。 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政をはじめ地域住民・団体など様々な主体による取組により、災害からの地域の復興に向けた効果が期待できること。